

神石高原町公共交通データ収集・分析及びふれあいタクシーデジタルチケット導入支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、本町が実施する「神石高原町公共交通データ収集・分析及びふれあいタクシーデジタルチケット導入支援業務」の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

項目	内容
業務名	神石高原町公共交通データ収集・分析及びふれあいタクシーデジタルチケット導入支援業務
業務目的	ODデータの取得・分析、交通空白地対策の検討、町営バス見直しに向けた調査・設計及びタクシーデジタルチケット導入支援を行うもの
対象地域	広島県神石郡神石高原町全域
対象交通	町営バス（神石⇄油木、豊松⇄油木その他）、ふれあいタクシー
履行期間	契約締結日から令和9年3月31日まで ただし、国土交通省への報告の兼ね合いから成果物及び請求書提出は2月10日までとする。
提案上限額	12,280,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を目安とし、詳細は公告時に確定する。
主な業務内容	別紙「委託業務仕様書」のとおり

3 担当部署

神石高原町 総務課（地域公共交通担当）

住所：〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠 1701 番地

電話：0847-89-3330 FAX：0847-85-3394

電子メール：jk-soumu@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

4 選定方式

受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。提出書類の審査及びプレゼンテーション・ヒアリングの結果を総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。

5 参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている者（共同企業体を含む。）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者であること。
- (3) 公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本町から指名除外措置を受けていないこと。
- (4) 令和 7・8 年度 物品・施設業務等入札参加資格者を有しているものであること。なお、令和 8 年度「神石高原町物品等入札参加者登録者名簿」に未登録の者が本件への参加申請を行う場合は、当該申請と併せて、別途指定する追加申請書類をダウンロードして提出すること。
[ダウンロード先 URL]
https://www.jinsekigun.jp/town/formation/soumu/06/sanka_shikaku/buppin/buppin_tuika/
- (5) 暴力団その他反社会的勢力と関係を有しないこと。
- (6) 本業務を的確に遂行できる実施体制及び技術者を有すること。
- (7) 公共交通分野、交通計画分野、データ分析分野、システム導入支援分野又はこれらに類する業務実績を有すること。
- (8) タクシーデジタルチケット、デジタル乗車券、交通 D X、OD データ分析等に関する業務実績を有すること。

6 スケジュール

項目	日程
公募告示開始	令和 8 年 5 月 25 日（月）
質問受付期限	令和 8 年 5 月 29 日（金） 午後 4 時厳守
質問回答予定日	令和 8 年 6 月 3 日（水）
参加申請書等提出期限	令和 8 年 6 月 10 日（水） 午後 4 時厳守
プレゼン日程通知（参加者多数の場合は、選考結果通知）	令和 8 年 6 月 12 日（金）
企画提案書等提出期限	令和 8 年 6 月 17 日（水） 午後 2 時厳守
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 8 年 6 月 19 日（金）（予定のため変更可能性有）
審査結果通知	令和 8 年 6 月 23 日（火）まで
契約協議・締結	令和 8 年 6 月下旬（予定）

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問は、質問書（様式 4 号）により電子メールで提出すること。なお、質問書の提出後は、本町に電話での受信確認を行うこと。
- (2) 質問受付期限は、令和 8 年 5 月 29 日（金）午後 4 時までとする。
- (3) 質問に対する回答は、令和 8 年 6 月 3 日（水）までに、参加希望者に周知する方法により行う。
- (4) 電話又は口頭による質問は受け付けない。

8 参加申請書等の提出

- (1) 提出期限は令和8年6月10日（水）午後4時厳守とする。
- (2) 提出方法は持参、郵送（書留等追跡可能な方法）又は電子メールとし、提出期限までに必着することとする。
- (3) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

番号	提出書類	様式	部数
1	公募型プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書	様式1	1部
2	法人等概要書	様式2	1部
3	類似業務の実績一覧	様式3	1部

- (4) 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知については、令和8年6月12日（金）までにFAX又は電子メールにより申請者へ通知する。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限は令和8年6月17日（水）午後2時厳守とする。
- (2) 提出方法は持参、郵送（書留等追跡可能な方法）又は電子メールとし、提出期限までに必着することとする。
- (3) 参加資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類を提出すること。

番号	提出書類	様式等	備考
1	企画提案提出書（頭紙）	様式6	原本1部、写し5部
2	企画提案書	任意様式	A4判30ページ以内、文字10.5pt以上
3	参考見積書および内訳書	任意様式	税抜額、消費税額、税込総額を記載
4	業務実施体制	様式7	担当者、役割分担等を記載

- (4) 企画提案書には、少なくとも次の事項を含めること。
 - 業務の基本的な考え方及び地域課題の理解
 - ODデータ取得方法、月間1,300件程度の取得に向けた実施方策
 - バス路線見直しに向けた調査・設計手法
 - 交通空白地対策及びふれあいタクシーとの連携方策
 - タクシーデジタルチケットの制度設計、導入手順、管理方法
 - 交通DX、データ活用及び将来拡張に関する提案
 - 実施体制、工程管理及びリスク対応
 - 費用の妥当性及び運用を見据えた提案

10 審査方法

- (1) 審査は、あらかじめ定めた企画提案書評価基準に従い、神石高原町公共交通データ収集・分析及びふれあいタクシーデジタルチケット導入支援業務プロポーザル選定委員会において実施する。
- (2) 審査は、提出書類の確認、企画提案書の内容審査及びプレゼンテーション・ヒアリングにより行う。ただし、4者以上の提案があった場合は、書類審査を行い、プレゼンテーションの対象となる応募事業者をあらかじめ選定し、通知する。

- (3) プレゼンテーションの持ち時間は20分以内、ヒアリングを含め30分程度とし、出席者は3名以内を基本とする。
- (4) 必要に応じてスライド等の使用を認めるが、追加配布資料は原則として認めない。

11 評価基準

- (1) 評価項目表に従い、選定委員全員の評価点の合計により選定する。

評価項目	配点
業務目的・地域課題の理解	10点
ODデータ取得・分析手法の妥当性	10点
バス路線見直し調査・設計提案の具体性	20点
タクシーデジタルチケット導入提案の具体性と実効性	20点
交通DX・データ連携提案の将来性	15点
実施体制・類似業務実績	10点
工程管理・リスク対応	5点
価格の妥当性	10点
合計	100点

- (2) 総得点が60点未満の者は、原則として受託候補者として選定しない。

12 失格事項

- 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 本要領に定める条件に違反した場合
- 審査の公平性を害する行為があった場合
- 見積額が提案上限額を超えた場合
- その他、受託候補者として不適当と認められる場合

13 選定結果の通知・公表

令和8年6月23日（火）までに、参加者全員に選定結果を電子メールまたは書面により通知する。また、選定結果通知日以降に、神石高原町公式ホームページにおいて公表する。

14 契約に関する事項

最優秀提案者と業務内容、契約条件等について協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。協議が整わない場合は、次順位の者と協議を行うことがある。

15 著作権等

提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、神石高原町は、受託候補者の選定、公表その他必要な範囲において、提出書類を無償で使用できるものとする。提出書類は返却しない。

16 その他

- 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- 提出後の書類の差替え、追加又は再提出は、町が認めた場合を除き認めない。
- 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- 参加申請書の提出後に辞退する場合は、書面（様式5）により届け出るものとする。
- 参加者が1者の場合であっても、本プロポーザルは、成立するものとする。
- 本業務の実施及び予算額については、令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト「交通空白」解消タイプの交付決定された場合において有効とするため、事業の実施自体を中止または一部変更となることがあります。
- 本要領に定めのない事項は、町の指示による。

17 様式一覧

様式番号	名称
様式1	公募型プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書
様式2	法人等概要書
様式3	同種業務実績確認書
様式4	仕様書等に対する質問書
様式5	辞退届
様式6	企画提案提出書
様式7	業務実施体制